

電子決済等代行業者との契約内容

電子決済等代行業の業務に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当行と当該電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

- (1) 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業者のサービス（以下、事業者サービス）に関して、利用者に損害が生じた場合は、速やかにその原因を究明し、利用者に生じた損害を賠償または補償するものとします。
- (2) 電子決済等代行業者と当行における当該損害に係る負担については、双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して誠実に協議を行います。

当該電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当行が行うことができる措置に関する事項

- (1) 電子決済等代行業者は、利用者情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ事業者サービスの利用規約等に従って取り扱うものとします。
- (2) 電子決済等代行業者は、事業者サービスに関し、コンピュータウィルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざんまたはその他のネットワークへの不正アクセスまたは情報漏洩を防止するために必要な対策を講じるものとします。
- (3) 電子決済等代行業者は、当行が定める接続基準に基づき、セキュリティを維持するものとします。
- (4) 当行は、電子決済等代行業者による利用者情報の取扱いや安全管理措置が不十分であると合理的かつ客観的事由により判断した場合は、接続を停止することがあります。

当該電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者の委託を受けて法第2条17項各号に掲げる行為（第1条の3の3に掲げる行為を除く。）を行う場合において、当該電子決済等代行業再委託者の業務（当該電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適切な取扱い及び安全管理のために当該電子決済等代行業者が行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当行が行うことができる措置に関する事項

- (1) 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業再委託者(※)に対し、電子決済等代行業再委託者サービスのセキュリティに関し、必要に応じて報告を求め、指導又は改善を行うものとします。
- (2) 当行は、電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託先に対し、係る指導もしくは改善を適切に行っていないと客観的かつ合理的な事由により判断した場合は、接続を停止することがあります。

措置例：電子決済等代行業者は、電子決済等代行業再委託者に対して利用者情報を提供する場合に、自らが当行に負う義務と同様の義務を課す等

(※)電子決済等代行業再委託者とは、銀行法施行規則第34条の64の9第3項に該当する事業者をいいます。

以上